

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

大分国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から41年3月まで

申立期間当時、私と姉は、歯科医の叔父が経営する医院で歯科衛生士として勤めていた。叔母が、私と姉の国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料について、姉は納付されているのに、私は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月(20歳到達時)から平成16年12月(60歳到達時)までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の姉も、申立期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び姉の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和42年1月ごろと推認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、申立期間直後の昭和41年度の国民年金保険料は、42年7月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間についても過年度納付が可能であるにもかかわらず、申立人の叔母が、申立期間の国民年金保険料のみ、あえて過年度納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の姉は、「確かに、叔母が妹(申立人)の国民年金の加入手続をして、さかのぼって保険料を納付した記憶がある。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私は昭和44年に結婚し、市役所に行って私と妻の国民年金加入手続きをした。そのとき、それまで未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付したいと申し出た。その後、納付書が届き、妻が郵便局で納付書に書いてあった金額を納めた。金額ははっきり覚えていないが、夫婦二人分で2万円くらいだったと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、納付期間が昭和39年11月から43年3月までの国民年金保険料の「納付書・領収証書」を所持している。

なお、申立人が所持する国民年金保険料の「納付書・領収証書」に記載された金額(4,400円)は、昭和39年11月から43年3月までの実際の国民年金保険料額(5,600円)とは異なるものであるが、当該領収証書には、44年12月4日付けの郵便局の領収印があり、当時、申立人が申立期間を含む期間の未納となっていた国民年金保険料をすべて納付する意思を有していたものと認められ、仮に申立人の納付した国民年金保険料額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の所持する「納付書・領収証書」には、時効により納付できない期間の国民年金保険料が含まれており、行政側の過誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は昭和 44 年に結婚し、夫が市役所に行って私と夫の国民年金加入手続をした。そのとき、それまで未納だった夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付したいと申し出た。その後、納付書が届き、私が郵便局で納付書に書いてあった金額を納めた。金額ははっきり覚えていないが、夫婦二人分で 2 万円くらいだったと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の夫が申立人夫婦の国民年金加入手続をし、申立人が夫婦二人分の過去の未納保険料を一括納付し、その後、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 44 年 10 月ごろに夫婦連番で払い出されたことが推認できるとともに、納付日が確認できる昭和 44 年度及び 47 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の夫が、夫婦二人分を一括納付したと主張する国民年金保険料額（2 万円くらい）は、夫の未納保険料と併せて申立人の申立期間に係る保険料を納付するのに必要な保険料額（1 万 6,850 円）とほぼ一致する。

その上、申立人の夫は、納付期間が昭和 39 年 11 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料の「納付書・領収証書」を所持しているところ、当該「納付

書・領収証書」には、時効により納付できない期間の国民年金保険料が含まれており、行政側の過誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 2 月まで

私は、申立期間当時は、A 町営の診療所で非常勤の看護師として勤務していた。社会保険庁の記録では申立期間が未納となっているが、国民年金保険料は、私自身が A 町役場の窓口で納付したので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、昭和 52 年 9 月に B 町において国民年金に任意加入して以降、57 年 8 月に転居した A 町においても引き続き国民年金に任意加入し、申立期間直前の 57 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を現年度納付していること、及び申立期間の前後を通じて申立人の夫の職業変更は無い上、申立人は申立期間において非常勤の看護師として勤務しており国民年金保険料を納付する資力はあったと考えられることから、申立人が、あえて申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間直前の昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、当初、未納とされていたものを平成 20 年 5 月に社会保険庁が未納から納付へ記録訂正しており、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は昭和 49 年 6 月に A 区役所の窓口で、妻とともに国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の未納保険料を過去にさかのぼって納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 49 年 6 月に A 区役所の窓口で妻とともに国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の未納保険料を過去にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から 49 年 6 月ごろと推認できる上、この時期は第 2 回目の特例納付の実施時期である。

さらに、申立期間直前の昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は、第 2 回目の特例納付により納付されたことが推認できるところ、申立人が国民年金に加入した 49 年 6 月時点では、申立人は 29 歳であり、当該特例納付は年金の受給資格を満たすために行われたものとは考えにくいことから、申立人は、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認され、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで
申立期間当時は、県外の大学に在籍していたが、住民票のあったA市で、両親が私に代わって、国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立人と同様に両親が国民年金保険料を納付していた申立人の弟も、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料は同年11月までに現年度納付されていることが確認できること、及び申立期間当時、国民年金保険料に未納がある場合には、社会保険事務所は、翌年度に過年度納付書を被保険者に送付していたことから、申立人の両親が、あえて申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年11月1日）及び資格取得日（35年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月28日から33年7月1日まで
② 昭和33年11月1日から35年2月1日まで

私は、申立期間①及び②について、昭和29年5月1日にB社に入社し、休むことなく社員のガラス職人として勤務していた。その後、社名の変更(B社からA社)等があったが、転職はしておらず、継続して仕事に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和33年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、35年2月1日に同社において再度資格を取得しており、33年11月から35年1月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人の勤務状況に係る具体的な供述及び元同僚の証言により、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが認められるほか、当該元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったことを証言しており、また、元同僚及び同社に新たに入社した者8人全員について、いずれも申立期間②において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録及び申立期間の元同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年11月から35年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和31年10月18日に全喪しており、また、A社は、33年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、両事業主は既に死亡しており、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、B社を退職後、A社に入社したとする元同僚二人について、A社の厚生年金保険の記録が確認できないことから、事業主は申立人についても厚生年金保険に加入させなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年10月から同年12月までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日に係る記録を35年10月4日に訂正し、当該申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月3日から30年2月8日まで
② 昭和35年10月4日から36年4月30日まで

申立期間①については、マグロ捕りB丸の甲板員として乗船期間中は船員保険の被保険者であったことは船員手帳の雇用期間の記録で証明できるので認めてほしい。

申立期間②については、A丸の甲板員として乗船したのに、昭和35年10月4日から36年1月10日までの期間の一部に船員保険の被保険者記録が抜けているのは納得がいかない。

申立期間②には船員保険の被保険者であったことは、船員手帳の雇用期間の記録で証明できるので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が乗船したA丸の複数の元同僚の証言及び申立人の船員手帳の記録から、申立人がA丸に甲板員として勤務したことが認められる

また、元同僚(甲板員)は、「昭和35年5月に申立人がC丸を下船した後、申立人を誘い同年10月初めからA丸に乗船した。」と供述しており、別の元同僚(甲板員)も、「A丸がマグロ漁のため、昭和35年10月初めに伊勢湾を出港し、その時点で申立人及び同僚甲板員であるD等と勤務を共にした。」とそれぞれ具体的に証言している。

さらに、申立期間における申立人の船員手帳の記録からも、「昭和 35 年 10 月 4 日雇入れ、伊勢、36 年 4 月 21 日、受講のため雇止」の記録が確認でき、これは元同僚の証言と一致する上、社会保険庁のオンライン記録によれば、確認することのできた A 丸の乗組員 4 人は、すべて昭和 35 年 10 月に船員保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の A 丸に係る船員保険の加入記録（昭和 36 年 1 月 10 日から同年 4 月 30 日までの期間）において、A 丸（マグロ捕り漁船）の漁期は約 3 か月（遠洋）であり、申立期間ごろは 2 回あった（一度帰港）との元同僚の供述及び加入記録を踏まえると、申立人の加入記録は、2 回目の漁期の記録のみであると考えられる。

これらの事実及び関連事情を総合的に判断すると、申立人のみが A 丸の 1 回目の漁期に係る記録が無いことは考え難く、当時の事業主が 1 回目の漁期の届出を失念していたと推認され、申立人についても、他の元同僚と同じく申立期間において、船員保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 36 年 1 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできず不明であるが、上述のとおり事業主が届出を失念し、資格取得日について昭和 35 年 10 月 4 日として届出をすべきところ、36 年 1 月 10 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 35 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、E 県立 F 水産高校の高校生であり、B 丸には水産高校の校外実習として乗船していることが確認でき、船員保険適用除外者の「季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者」として取り扱われたものと推認される。

また、同船と一緒に乗船した水産高校同級生の元同僚にも、当該申立期間中の船員保険の記録が無い上、元事業主も既に死亡しており、船員保険の加入状況等については不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月12日から同年9月13日まで

私が勤務したA社での厚生年金保険被保険者期間が昭和44年6月1日から同年7月12日までとなっているが、同社には、昭和44年9月13日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に昭和44年9月13日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、元事務担当者は、「申立期間当時の社会保険及び雇用保険の資格の得喪の届出は私がしており、退職者が出るとあまり日をおかずに同日に両届出を行っていたので、申立人についても同日に両届出を行っていたはずで、また、退職者の健康保険証は通常1週間以内に、社会保険事務所に返却していた。」と証言しているところ、申立人の被保険者原票には、昭和44年9月16日に健康保険証を返納、同年9月20日（下一桁は判読不能）に喪失処理の記載がされていることが確認でき、複数の元同僚の健康保険証返納日と喪失処理日の記録と比較すると、申立人の事務処理について不自然さが見受けられる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社に係る昭和44年6月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は亡くなっており、当時の役員も資料が残っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり昭和44年9月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和36年10月8日、資格喪失日は同年12月6日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年4月ごろまで

私は、昭和36年8月に、集団就職でC市のA社B工場に就職しC市D区の社宅に住んでいた。退職は昭和37年3月か4月ごろで、その後、Eに帰った。

平成16年に社会保険事務所へ行った時は申立期間の記録があったが、次に行ったときは抹消されていた。抹消されたことが納得できない。訂正を申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

F社（平成14年にA社から名称変更）Gセンターが保管している従業員原簿から、申立人が、同事業所に昭和36年10月8日から同年12月5日に解職されるまで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日がともに昭和36年10月8日と不自然な記録となっていることが確認できる。

このことについて、社会保険事務所に照会した結果、「仮に事業主が厚生年金保険被保険者資格の取得取消を行った場合の取扱いについては、取消者の被保険者原票に斜線を引き、資格取消と表示するとともに、払出簿についても取得取消及び日付を表示し当該払出番号を欠番としていた。」としており、当時の詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明ができず、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失を誤って処理した可能性があるとしていること

から、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録及び事業所の保管する従業員原簿から、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和36年10月8日、喪失日は同年12月6日であると認められる。

なお、昭和36年10月8日から同年12月6日までの標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において標準報酬月額が1万2,000円と確認できることから、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月から同年10月8日までの期間については、社会保険事務所の記録から、36年8月に同時期に入社した元従業員はすべて36年10月8日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、事業主による厚生年金保険料の控除をうかがわせる元同僚の供述も無い。

また、昭和36年12月6日から37年4月までの期間については、事業所の従業員名簿では退職後である上、同時期に入社した元同僚は、「入社は申立人と一緒であったが、勤務場所が異なり、入社以降の在職期間はわからない。」としていることから、勤務状況の確認ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和36年8月から同年10月8日までの期間及び同年12月6日から37年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B造船所における厚生年金保険（昭和19年5月までは労働者年金保険。以下同じ。）の資格取得日は昭和18年2月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和18年2月から同年5月までは40円、同年6月から20年7月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月1日から20年2月1日まで

私は、旧国家総動員法に基づく応徴工として昭和18年2月からA社B造船所に勤務し、同社清算人の証明もある。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及びA社を引き継いだC社清算人の証明書などにより、申立人が、申立期間当時、A社B造船所に応徴工として勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B造船所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、名前及び生年月日の一部が異なるものの、申立人と同姓で類似した未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、同被保険者名簿において、昭和18年2月1日付けで資格を取得した721人のうち、「D」姓の被保険者はそのほかに一人もいない上、当該未統合記録の名前と次番に記載されている被保険者記録の名前が同一（同じ漢字）であることから、社会保険事務所における事務処理において何らかの過誤があったことがうかがわれる。

加えて、申立人が供述している厚生年金保険の加入時期は、当該事業所が多数の資格取得届を社会保険事務所へ提出した時期と一致している。また、申立人は、「応召したので、申立期間は、昭和20年2月1日まで。」と申立ててい

るところ、当該事業所においては応召中の被保険者についても継続して厚生年金保険に加入させていたことが確認できることから、応召した申立人についても、この適用があったと考えるのが相当である。

これらのことから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、昭和18年2月1日から20年8月15日までの標準報酬月額については、A社B造船所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、18年2月から同年5月までは40円、同年6月から20年7月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年9月20日に、資格喪失日に係る記録を23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年9月から21年3月までは170円、同年4月から22年3月までは510円、同年4月から23年3月までは540円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月20日から23年4月1日まで

私は、昭和20年9月からA社B営業所に勤務した。同社は、当時、県下最大の運送会社だったので厚生年金保険が未加入であったとは考えられない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社B営業所に勤務し、業務内容が同一であった元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、A社の元事務担当者は、「社会保険について、正社員は以前からきちんと加入させていた。」と供述している。

加えて、申立人及び元同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務していた同職種の元同僚の記録から判断すると、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までは 170 円、同年 4 月から 22 年 3 月までは 510 円、同年 4 月から 23 年 3 月までは 540 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に全喪している上、当時の代表者も死亡しており、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 9 月から 23 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月ごろまで
私は、昭和19年3月、C校を卒業し挺身隊として、A社B工場で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び社会保険事務所が保管するA社B工場(以下「事業所」という。)の厚生年金保険手帳番号払出簿の記録から、申立人が、昭和19年4月1日から20年5月31日まで事業所に挺身隊として勤務していたことが推認できる。

また、事業所に挺身隊として一緒に勤務した複数の元同僚の社会保険庁の記録には、昭和19年10月1日から20年6月1日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和19年10月1日から20年6月1日までの標準報酬月額については、同職種の元同僚の記録から判断すると、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得・喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は、昭和 20 年 7 月ごろまで勤務したと主張しているものの、A 社 B 工場の被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、当該事業所は全喪しており保険料控除に係る関連資料は無い。

また、当時の関係者も所在が不明であり、昭和 20 年 6 月 1 日以降の申立人に係る勤務実態について、元同僚の証言も得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 20 年 6 月 1 日から同年 7 月ごろまでについては、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 6 日まで
② 昭和 39 年 9 月 20 日から 40 年 8 月 12 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 13 日から 43 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であった。

私は、退社したら次の日は別の会社で勤務していたという状況であり、自分で脱退手当金の請求手続をしたことは無く、脱退手当金をもらったことも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年後の昭和 45 年 5 月 22 日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算期間の基礎とするものであるが、申立期間③の直前の被保険者期間及び脱退手当金が支給されたとする日の直前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求になっている。

しかしながら、申立人が5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から平成4年3月まで

申立期間は、申請免除期間と未納期間になっているが、私は申立期間当時も自動車運転免許を持っておらず、自動車でしか行けない町役場に毎年申請免除に行った記憶がないし、申請免除期間と未納期間を含め、私の国民年金保険料は毎月義父に渡し、義父が地区の納付組織を通じて納めてくれていたので、私のみ納付していないことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿を除き、申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年6月までの期間、60年5月から同年12月までの期間及び平成元年4月から同年9月までの期間について、家計簿に国民年金保険料を納付した旨の記載があると主張しているが、当該家計簿に記載されている金額は、当時、申立人及びその夫の国民年金保険料を実際に納付するのに必要な金額といずれも一致せず、当該家計簿の記載をもって申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、申立人は、申立人が所属する納税組合が40年間、町税を完納しているとして平成13年5月に旧A町（現B市）の町長から贈られた表彰状があることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付済みである旨を主張しているが、B市は、当該表彰の対象に国民年金保険料の納付

状況は含まれていないと回答している。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から52年3月まで

私は、地区の納付組合ではなく、市役所に国民年金保険料を持参し、定期的に申立期間の保険料を納付していた。

今回、私の年金記録を確認したところ、納めたはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録等から、昭和53年2月26日に行われたことが確認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金資格取得日は、昭和53年2月に申立人の国民年金加入手続が行われた際に、昭和43年12月（20歳到達時）までさかのぼって資格取得がなされたものであり、実際に、当該月から国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 54 年 5 月までの期間については、第 3 号被保険者として記録訂正することはできないとともに、56 年 7 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月から 54 年 5 月まで
② 昭和 56 年 7 月から 60 年 1 月まで

申立期間①については、3 号被保険者期間であったのに記録が無い。

申立期間②については、当時は会社に勤務していたが、会社は社会保険に未加入で、国民年金及び国民健康保険の保険料は、自分が納めていた。A 市 B 区に住んでいた時には、B 区 C 出張所、D 市 E 区(現 F 区)に住んでいた時には E 区 G 出張所で、毎月、納付書で納めていた。未納となっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間について第 3 号被保険者であったと主張しているが、第 3 号被保険者は昭和 61 年 4 月 1 日に導入された制度であり、申立人が申立期間①について第 3 号被保険者であったとする主張は不合理である。

申立期間②については、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②は、社会保険庁が、平成 9 年 5 月に、申立人に係る年金記録を統合した際に、さかのぼって国民年金の強制加入期間とされたものであり、その時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、D 市 E 区に居住している期間につ

いて、「E区G出張所で国民年金の手続をして、毎月、出張所の窓口で納付書により保険料を納付していた。」と主張しているところ、D市は、「E区に『G出張所』は存在せず、G地区の最寄りのH支所は存在するが、支所において国民年金保険料を収納していなかった。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について第3号被保険者であったものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、申立期間当時は国民年金に加入していなかったが、昭和 50 年代後半の市報で、今なら国民年金に加入して過去の未納分をさかのぼって納めることができる最後の機会である旨の記載があり、納付すべき額として 17 万 8,000 円と明記されていたと思う。

後日、私は 17 万 8,000 円を A 市役所窓口を持参し、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。

今回、私の年金記録を照会したところ、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外は船員保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、社会保険事務所及び A 市には、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 50 年代後半の市報の記事を契機に申立期間の国民年金保険料（17 万 8,000 円）を一括納付したと主張しているところ、実際に申立期間の国民年金保険料を第 3 回目の特例納付により納付する場合に必要な金額は 43 万 2,000 円であり、申立人が納付したと主張する金額と大きく相違する。

加えて、申立人は、「市報に納付すべき額として 17 万 8,000 円と明記されていた。」と主張しているところ、当時の A 市の市報を確認した結果、申立

人の主張を裏付けるような記載は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで
私たち夫婦は、申立期間当初、同僚に勧められて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は地区の納付組織（婦人会）の方が集金に来ていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人夫婦は、国民年金加入手続時の状況や保険料額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿と申立人夫婦の保険料納付状況から、昭和 43 年 5 月と推認でき、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦に国民年金の加入を勧めた同僚の納付記録について、申立期間の一部が納付済みとなっているが、当該同僚はA県B市で国民年金に加入し、同市で保険料を納付していたものと推認され、申立期間に申立人夫婦と同一の自治体で納付はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで
私たち夫婦は、申立期間当初、同僚に勧められて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は地区の納付組織（婦人会）の方が集金に来ていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人夫婦は、国民年金加入手続時の状況や保険料額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿と申立人夫婦の保険料納付状況から、昭和 43 年 5 月と推認でき、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦に国民年金の加入を勧めた同僚の納付記録について、申立期間の一部が納付済みとなっているが、当該同僚はA県B市で国民年金に加入し、同市で保険料を納付していたものと推認され、申立期間に申立人夫婦と同一の自治体で納付はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月まで

私は、申立期間①については、申立期間の前にA社で安全管理者をしていた時に、同社の社長を通じてB社へ移り、安全管理者として勤務しました。

また、申立期間②については、C社の引入班として勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、B社で勤務していたことは推認することができる。

また、「A社に勤務していた時に、B社で安全管理者をして欲しいと言われ引き抜かれた。」との申立人の供述から、A社の資格喪失日とB社の資格取得日は、同日又は近接しているとも考えられる。

しかしながら、申立人の勤務期間に関する記憶は曖昧である上、社会保険庁のオンライン記録から、B社の前に勤務していたとするA社における申立人の厚生年金保険の加入記録も確認できない(昭和47年10月1日に新規適用事業所となっている。)ため、当時の事業主も勤務期間については覚えておらず、B社における厚生年金保険被保険者期間について特定することができない。

また、B社(現在、D社)に照会した結果、「D社の人事労政部が保管する人事記録等に申立人の記録は無く、当時の給与控除等の関連資料は無く不明。」と回答しており、申立人の技能講習の記録について、「B社の事業所名で技能講習を受講・修了させたことは記録の通り間違いはないが、下請け又は孫請けの事業所が元請けの事業所を通じ、技能講習を申込み、資格取得をしていることが多く、技能講習を申し込んだことを理由にB社の社員であるとは限らない。」と供述している。

申立期間②については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述から、C社で勤務していることは推認することができる。

しかしながら、C社に照会した結果、「厚生年金保険の加入手続、給与からの厚生年金保険料の控除等はいずれも行っていない。」と回答している上、同社が保管する人事記録等に申立人の氏名は無い。

また、C社の現在の総務担当者は、「業務の形態として、小規模の工務店や個人事業主と請負契約し、業務を行うことも多く、当社の社員としての記録がなければ、社外の者で、C社の仕事をしていたのではないかと思われる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険の加入についてうかがわせる事情を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 13 日まで
② 昭和 37 年 10 月 14 日から 38 年 1 月 21 日まで

私は、高校を卒業後、昭和 37 年 4 月に A 社に入社し、39 年に退職するまでの間、転職などせず同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る供述から、申立人が申立期間①及び②において、A 社で継続して勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B 社（昭和 37 年 3 月 1 日に B 社 C 工場の一部を分社し A 社を設立）に照会した結果、「申立人は正社員であり、他の正社員もすべて厚生年金保険に加入させていたと考えるが、申立期間当時の保険料控除等に関する関連資料が無く不明であり、加入記録のある期間のみ控除を行った。」と回答している。

また、B 社が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格の得喪日は、社会保険庁のオンライン上の記録と一致することが確認できる。

また、申立期間当時、同事業所で勤務していた元同僚 7 人に照会したものの、「当時の従業員数は約 300 人と多く、かつ交替勤務制であったことから申立人のことなど当時の記憶は定かでない。」など供述しており、勤務期間が特定できない上、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から平成 2 年 1 月 5 日まで
② 平成 3 年 2 月 28 日から 5 年 12 月 1 日まで
③ 平成 7 年 2 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社に、また、申立期間③についてはB社にそれぞれ勤務したのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、「A社」、「B社」両事業所ともに、健康保険被保険者番号に欠番は無く、すべての申立期間について雇用保険の加入記録が確認できない上、両事業所ともに、全喪しており確認できる資料も無い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①及び②の「A社」は、厚生年金保険の新規適用日が昭和 63 年 12 月 1 日であることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の処理状況について、申立期間①及び②の「A社」は、平成 2 年 1 月 5 日の資格取得を同年 1 月 17 日に処理、3 年 2 月 28 日資格喪失を同年 3 月 20 日処理、5 年 12 月 1 日資格取得を同年 12 月 8 日処理、7 年 2 月 20 日資格喪失を同年 3 月 10 日処理、並びに申立期間③の「B社」については、7 年 5 月 1 日資格取得を同年 5 月 11 日処理、12 年 2 月 29 日資格喪失を同年 3 月 13 日に処理と不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月から 22 年 7 月 22 日まで

私は、昭和 21 年 3 月ごろから 23 年 8 月まで A 社 B 製作所に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する勤務記録カード及び申立人に係る勤務内容についての申立人の妻の具体的な供述などから、申立人が、申立期間において、A 社 B 製作所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社 B 製作所の厚生年金保険被保険者名簿の被保険者番号に欠番は無い上、元同僚の氏名も確認できない。

また、A 社 B 製作所に照会した結果、「申立人の記憶する元同僚等を含め、当時の関連資料は無く、不明。」と回答しており、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

さらに、A 健康保険組合には、厚生年金保険被保険者記録と一体である申立人の健康保険被保険者記録は無く、健康保険の資格取得日及び資格喪失日の確認はできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 1 日まで
私は、平成 3 年 4 月に、A 社に引き抜かれ、同社の社員として勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことが判明したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な供述及び元事業主の証言から、申立人が、申立期間において、A 社が B 銀行から発注を受けていたシステム開発の仕事に携わっていたことは推認することができる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人には、当初、業務委託の形で B 銀行のシステム開発の仕事に携わってもらっていた。そして、その後、平成 4 年 3 月 1 日に会社に入社した時点で、厚生年金保険、雇用保険に加入させた。他の社員についても、厚生年金保険と雇用保険とを同時に加入させていた。」と供述している。

また、申立人とともに B 銀行のシステム開発の仕事をしていたとする元同僚からは、「申立人は私の上司ではあったが、A 社の社員であった否かについての記憶は定かでなく、いつから仕事を共にしていたかについてもよく覚えていない。」との供述があり、申立期間以前に勤務していたとする事業所の元同僚は、「申立人が辞職したとの記憶しかない。」と供述している。

さらに、申立期間前後の社会保険庁のオンライン上の厚生年金保険被保険者資格の得喪日と雇用保険の加入記録とがほぼ一致することが認められるが、申立期間のみ厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できない。

加えて、A 社は既に倒産しており、保険料控除に係る当時の関連資料は無く、健康保険番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A 鉱業所の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 35 年 12 月 31 日になっているが、38 年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に係る申立人の具体的な主張及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 鉱業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日以後に勤務したとする元同僚は、「申立人が A 鉱業所に勤務していた記憶しかない。」と供述しており、申立人の A 鉱業所における在職期間を確認することができない。

また、A 鉱業所は既に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る関連資料は無く、当時の事業主等の関係者が不明であることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況については不明である。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所が保管する当該事業所の申立人に係る被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン上の職歴審査照会回答票にも申立人の氏名は無く、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月31日まで
私は、女学校を繰上げ卒業し、A社に就職した。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は既に全喪しており、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、当時の同僚は、「厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについては覚えていない。また、申立人は自分より前に入社していたと思うが、その時期についての記憶は定かでない。」と供述しており、A社における在籍期間を特定することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立期間の被保険者資格取得者を調査したが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和20年11月1日のほかは確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A社本社に勤務していたが、同社の命令により、昭和 38 年 2 月に同社B工場に転勤したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異動等に関する申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社（平成4年3月1日にA社から名称変更）に照会したところ、「当時の保険料控除等の関連資料は無く、不明。」としていること、及び当時の元事務担当者は、「当時、本社及び同社B工場の厚生年金保険被保険者の手続をしていたが、申立期間当時の保険料の控除などを含め、よく覚えていない。」と供述していることから、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、申立人と同様に本社からB工場に転勤したとされる元同僚について、社会保険庁のオンライン上の記録において確認できた者は、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同様に昭和38年5月1日となっていることが認められる上、元同僚から、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等に係る供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社D本社の申立人の被保険者原票に、「38. 2. 26 証返」と記載されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、同社B工場は、昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。